

船橋市

文化部活動の在り方に関する
総合的なガイドライン

令和2年4月
船橋市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ P 1
部活動の意義・目的	
ガイドライン作成の趣旨	
1 適切な運営のための体制整備	・ ・ P 2
（１）文化部活動の方針の策定等	
（２）指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・ ・ P 3
（１）適切な指導の実施	
（２）文化部顧問（指導者）の役割	
3 適切な休養日等の設定	・ ・ P 4
（１）設定の基準	
（２）設定における留意事項	
4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化等の活動環境の整備	・ ・ P 5
（１）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
（２）地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・ ・ P 6
おわりに	・ ・ P 7
参考・引用文献等一覧	

はじめに

○ 部活動の意義・目的

学校における文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、各分野の人材育成の場として芸術文化等の振興を大きく支えてきました。また、学校教育の一環として行われる中で、一人一人の個性を育み、生徒の心身における成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を担うなど、様々な成果をもたらしてきました。そして、その活動は、相互に理解し尊重し合う場を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにつながります。

学校における部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、文化部活動は、芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとされています。また、教育課程と関連付けることで、生徒の多様な学びや経験の場、自らの興味・関心を深く追及する機会などの充実にもつながるものであります。

○ ガイドライン作成の趣旨

平成30年12月に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。このガイドラインに則り、平成31年3月に千葉県教育委員会では「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」が策定されました。船橋市教育委員会では、文化庁のガイドラインに則り、県のガイドラインを参考に、本ガイドラインを作成しました。

現在、全国学力・学習状況調査における千葉県の文化部活動を含めた部活動全体の活動時間は、全国の平均と比べて長くなっており、部活動の一部には、活動が長時間となっている、休養日を取りづらいといった状況があります。長時間の活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるところであり、生徒のバランスのとれた生活や成長の観点から、文化部活動の在り方について見直しをする必要があります。

文化部活動を持続可能なものにし、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を整えるという観点から、速やかに改革に取り組み、芸術文化等の活動が、学校内外、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを期待します。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 船橋市教育委員会は、文化庁から示された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、千葉県教育委員会から出された「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」を参考に、「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定する。

イ 校長は「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、イの活動方針及び活動計画等を公表する。

エ 船橋市教育委員会は、上記ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針を効率的に策定できるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

オ 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。

カ 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。

キ 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるように工夫する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活の顧問を命じることができる。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に文化部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 船橋市教育委員会及び校長は、教職員の文化部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」及び「学校における働き方改革推進プラン（平成30年9月千葉県教育委員会）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、本ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

また、生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。文化部顧問は、大会等における成果至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決してあってはならない。校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけないよう併せて配慮する。

(2) 文化部顧問（指導者）の役割

ア 生徒に関わること

- ・実技、技術指導、生徒理解、生活指導、健康管理、事故防止

イ 外部との調整に関わること

- ・発表会、大会等の引率、保護者との連携
- ・月活動計画作成、外部指導者との連携

ウ その他

- ・施設、用具等の管理と安全点検、部予算や集金の適正管理

《指導上の留意事項》

ア 会議等で文化部顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の教職員等に指導監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容など、適切な処置を講じる。

イ 生徒とともに学ぶ姿勢を持ち、他の教師や書物から学んだり、研修会に参加したりするなど、指導法への理解を深める。

ウ 現部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のため最善を尽くす。

エ 常に生徒との信頼関係を築くことに心がけ、指導・助言にあたる。

オ 大会等に出場・参加できない生徒に対しても、校内や地域での発表会等で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

3 適切な休養日等の設定

(1) 設定の基準

ア 船橋市教育委員会は、文化庁・県が策定した方針を参考に、活動時間及び休養日等を下記イのとおり設定する。

イ 文化部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日を取りづらくなったりする場合もある。

国及び県の「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息

をとりながら進められるべきである。

そこで、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送ることは運動部活動同様必要であることから、以下の基準を定める。

○適切な活動時間

長くとも、平日の活動時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

○休業日の設定

平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休業日を振り替える。

長期休業中も上記に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

（2）設定における留意事項

ア 休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

イ 船橋市は、千葉県教育研究会船橋支会研修日の午後を休養日（ノー部活デー）とする。

4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化等の活動環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 船橋市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同部活動等の取組の推進に努める。

イ 校長は、生徒の芸術文化等に関するニーズが、大会等に積極的に関わり挑戦する以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行うことができる等多様である中で、ニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

(2) 地域との連携等

ア 船橋市教育委員会及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、ホール等の文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携等により、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境の整備を進める。

イ 船橋市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

《保護者との連携を深める方策例》

- ア 年間計画や練習計画の案内
- イ 大会結果等、活動状況の報告
- ウ 物品の購入費、必要経費の説明（大会参加費等を含む）
- エ 保護者会等の開催
- オ 負傷や疾病時の対応方法の説明

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、文化部活動が参加する大会等を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

おわりに

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校、特別支援学校中学部を主な対象とする。
- 本ガイドラインは、小学校における文化部活動についてもこれに準ずるが、児童の心身の発達段階に配慮する。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の文化部活動についても原則として適用する。その際、中学校教育の基礎の上に、各学校の教育目標や教育課程における特色等に応じた多様な教育が行われている点に留意する。
- 本ガイドラインは、令和２年４月から施行する。

【参考・引用文献等一覧】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
平成３０年３月 スポーツ庁
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
平成３０年１２月 文化庁
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」
平成３０年６月改訂 千葉県教育委員会
- 「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」
平成３１年３月 千葉県教育委員会
- 「船橋市 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
平成３０年１０月 船橋市教育委員会